

# 審 査 基 準

平成 2 1 年 2 月 2 6 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 45 条第 1 項
処 分 の 概 要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：徳島県道路交通法施行細則第 4 条の 2（署長の駐車許可）
審 査 基 準：  別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （ 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1 内線 5 1 7 3 ） 警察署交通課
備 考：

## 別紙

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するとき、許可をするものとする。

### 1 駐車する日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。2(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

### 2 駐車する場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

### 3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

### 4 駐車可能な場所の有無

駐車可能な場所について、用務地に隣接又は近接した場所に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらを利用することができないと認められること。